榛名神社 祭事歴

一月一日	歳旦祭	
二月一日	建国祭	
三月一日	月次祭	
四月一日	月次祭	
四月八日	大祭	
四月二九日	天長祭	
五月一日	月次祭	
六月一日	月次祭	
六月三〇日	六月大祓	
七月一日	月次祭	
八月一日	月次祭	
八月四日	恒例大祭	三日は御本社お帰りの日。五日は中日（なかび）で一番多く参詣した日である。
八月五日		三日の夜の「送り火」で終る。
九月一日	月次祭	
九月一五日	風祭	稲穂の実り始める時に祭る。
一〇月一日	月次祭	
一〇月一五日	大国大祭	三日間の祭礼。初日は本殿の遷御。二日目は宮司の具申による人事異動。三日目は氏子・崇敬者の代表による直会。
一一月一日	月次祭	
一一月一五日	七五三	
一二月一日	月次祭	
一二月三一日	神迎祭	
旧一月一日	月次祭	
旧七月一四日	諏訪祭	
師走大祓		

榛名神社規則解説

宗教法人榛名神社の根本規則は「神社規則」です。これによって神社は運営される訳です。

この規則は宗教庁統理廳司信輔により承認せられ、昭和二十五年一月十日群馬県知事北野重治によって認証され、昭和二十八年二月十日前橋地方法務局田支所法務事務官二十七名によって登記されました。

規則は四十条から成り、これが総則・機関・職員・財務・事業・補則の六章に分れます。

総則では名称・所在地・目的等を定め、機関では責任役員・代表役員・総代・代表役員・総代の選出・代表役員・職員は宮司・禰宜・権禰宜若干人と定め、宮司の進退は責任役員の具申により神社本庁統括者と定めている。

職員では宮司・禰宜・権禰宜の具申により神社本庁統括者と定めている。

財務では財産の管理・予算決算の編成等を定め、事務の項では結婚式祓・祈祷事業を定め、事業では祭礼・講演会・講習会の開催を定めている。

神社規則の中で最も大切なのは氏子総代の定めであるが前述の通り、神社としては責任役員と総代とを兼ねる職制と責任役員は主として財務関係の責任役員と総代は宗教面での役員の建前となっているのが全国的のあり方である。

当社の氏子総代は各区の推薦に基づいて宮司が委嘱し、任期は六年と定まっている。

任期はあってもなるべく長く奉仕してほしいものである。

因に氏子総代には祖父が当り、全国神社総代会長代表氏子代表代表氏子代表代表氏子代表